計画変更に伴う手数料算定面積

	変更の内容	面積算定の内容 (建築面積及び水平投影面積を床面積とみなす)	床面積(㎡)
1	敷地に接する道路の幅員,敷地が接する部分の長さ,敷地面積,敷地境界線又は敷地内における建築面積の位置の変更	申請に係る建築物の建築面積	
2	建築面積の変更	変更される建築面積	
3	高さ又は階数の変更	高さが変更される部分の床面積又は変更される階 の床面積	
4	床の変更	変更される部分の床面積	
5	階段の変更	変更される部分の水平投影面積	
	柱の変更	変更に係る柱にあっては当該階の支配面積	
6	はり又はけたの変更	変更に係るはり又はけたにあってはスパン の1/2の床面積	
7	壁の変更	当該壁のある室の床面積に当該室の壁全体の長さ に占める変更される壁の長さの割合を乗じた面積	
8	屋根, 軒, 軒裏, 庇又 は天井の変更	変更される部分の水平投影面積	
9	開口部の変更	変更される開口部の面積	
10	土台, 基礎又は基礎 ぐいの変更	土台, 布基礎又はこれに類する基礎にあっては「7」の壁に準じ, その他の基礎又は基礎ぐいにあっては「6」の柱に準じて算出された面積	
11	小屋組の変更	変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積	
12	斜材の変更	変更される部分の水平投影面積(ただし、壁に含まれる場合は「7」の壁に準じる)	
13	建築設備の変更 (排煙, 非常用照明, 避雷設備等)	変更される開口部(排煙窓)の面積・排煙機の新設は一基につき30㎡ 予備電源 避雷設備の新設 避雷方式の変更	
	I	1~13の合計	
	П	1~13に掲げる変更以外のもの 変更に係る部分の床面積の合計が30㎡以下として 扱う ※用途変更については別区分で算定する	
	А	I・IIの面積 (変更前の床面積を超える場合はその面積)の1/2	
	В	床面積の増加する部分の面積	
		手数料算定床面積(A+B)	
		手数料	